

若木周辺地区

まちづくり協議会ニュース



第7号 / 平成27年6月 / 発行: 若木周辺地区まちづくり協議会

新たな防火規制が施行されました。

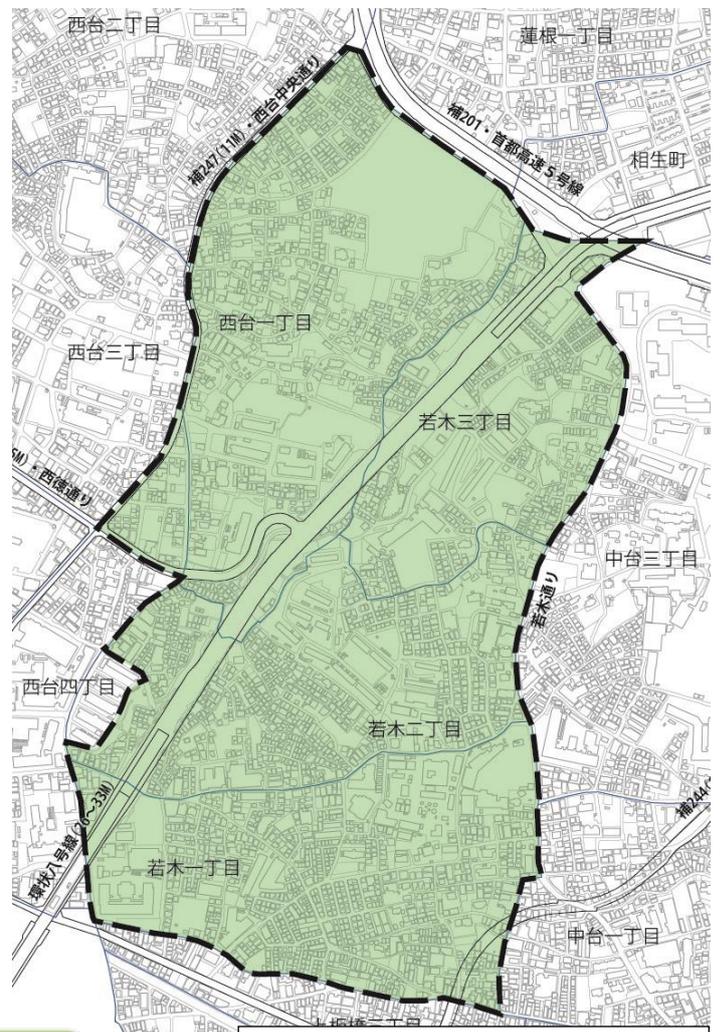
若木周辺地区では「若木周辺地区まちづくり計画」に基づき、災害に強いまちづくりを進めております。その取組みの一つとして、右図の緑色の範囲において、新たな防火規制が平成27年5月1日から施行となりました。

今後はこれまでより耐火性能の高い耐火建築物または準耐火建築物を建てることとなります。準耐火建築物以上の耐火性能を持つ建築物が増えることで、火災の延焼が抑制され、災害に強いまちになっていきます。



対象区域(若木周辺地区)

- ・西台一丁目(全域)
- ・西台三丁目(1, 2, 3, 16, 17番)
- ・若木一丁目(全域)
- ・若木二丁目(31番を除く)
- ・若木三丁目(全域)



今後、地区の耐火性の向上が期待できます！
新たな防火規制区域に関する詳細はニュース第5号をご覧ください。

若木周辺地区のまちづくりに関するご意見・お問い合わせ先

(事務局) 板橋区 都市整備部 市街地整備課 住環境整備計画グループ

住所: 〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 本庁舎北館 5階

TEL: 03-3579-2562 (直通) FAX: 03-3579-5437 Eメール: t-jkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp

(協力) 株式会社 首都圏総合計画研究所 TEL: 03-6261-4230 FAX: 03-6261-4231

地区計画の検討について

若木周辺地区まちづくり協議会 地区計画検討部会等の検討経過

平成26年

平成27年

■ 第1回 (7/26)

- 部会員の紹介
- 若木周辺地区まちづくり計画について
- 開催スケジュールの確認
- 地区計画に関する勉強会①
 - ・地区計画制度について

■ 第2回 (9/13)

- 地区計画に関する勉強会②
 - ・街並み誘導型地区計画について
 - ・6mの道路空間の確保について
- アンケート調査について①

■ 第3回 (11/8)

- 地区計画に関する勉強会③
 - ・建物の用途の制限について
 - ・高さの最高限度について
 - ・建物の色彩・意匠について 等
- アンケート調査について②

■ 第4回 (1/17)

- アンケート調査結果について
- 地区計画に関する勉強会④
 - ・地区全体で定める事項について
 - ・防災上重要な路線沿いで定める事項について

■ 第5回 (3/14)

- ヒアリング調査結果について
- 地区計画に関する勉強会⑤
 - ・地区計画検討部会で出された意見及びアンケート結果
 - ・地区計画素案の説明

■ 第6回 (4/11)

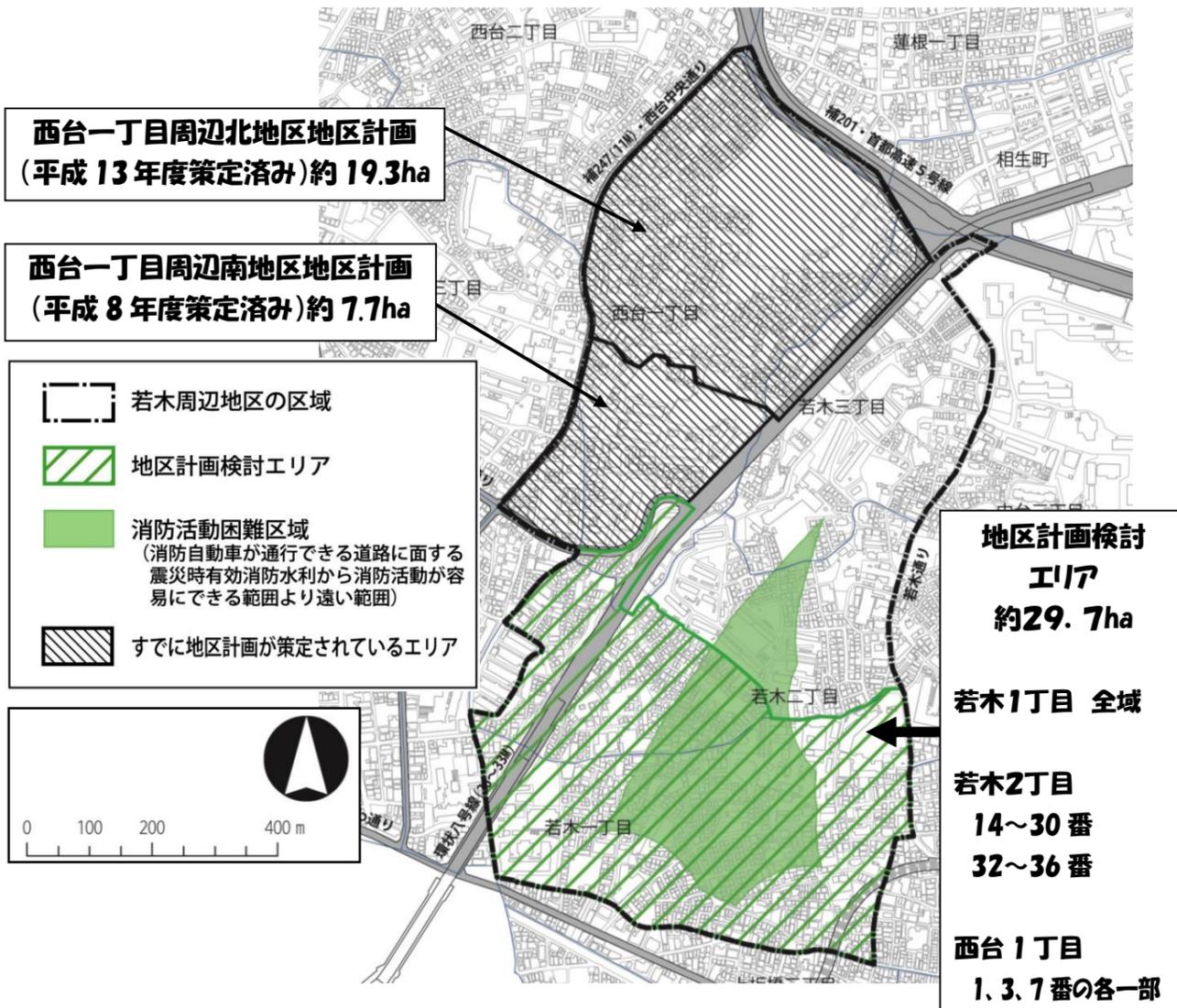
- 地区計画に関する勉強会⑥
 - ・地区計画素案たたき台について



アンケート調査の実施 (11月)、ヒアリング調査の実施 (11月～3月)

地区計画検討エリア

地区計画検討エリアを対象にアンケート調査を実施しています



■ アンケート調査の目的

- ・地区計画検討エリア (2ページ参照) にお住まいの方、土地や建物の権利をお持ちの方を対象に、地区計画の素案たたき台についてご意見を伺い、皆様の声を反映させて、地区計画を策定していきます。
- ・アンケート結果は、個人情報保護法に基づき慎重に取扱い、地区計画検討部会における地区計画の検討に活用します。

■ 返送方法

- ・回答用紙へ回答等をご記入のうえ、ポストへご投函ください。(切手は不要です)
- ・平成27年6月30日(火)まで



地区計画を検討するうえで、最後のアンケートになります。まだ返送されていない方は、是非ご回答ください。みなさんのご意見をお待ちしています！



第7回 若木周辺地区まちづくり協議会 地区計画検討部会の日程

日時：平成27年7月31日(金)
午後7時～8時半

会場：中台地域センター(中台1-44-8)
2階レクリエーションホール

傍聴を希望される方は、7月30日(木)12時までに1ページ下に記載してある事務局までご連絡ください。

第8回若木周辺地区まちづくり協議会を開催しました！

5月23日(土)に第8回若木周辺地区まちづくり協議会を開催しました。

当日は平成26年度活動実績の報告（若木一・二丁目地区地区計画（素案たたき台）の説明等）と、平成27年度活動予定について事務局から説明があり、意見交換を行いました。



今後のスケジュール



当日の主な意見交換

●：会員の意見、質問 →：区・コンサルの回答

<若木一・二丁目地区地区計画（素案たたき台）について>

- ：敷地面積の最低限度は、同敷地での建替えには適用されないとのことだが、最低限度以下の敷地で建物を除却後、すぐに建替えずに一定期間更地にした場合には建てられなくなってしまうのではないかと。
- ：登記面積が変わらないのであれば建築可能です。この制限は、ある一定規模の敷地における新たな分割を規制する内容となっています。
- ：壁面後退部分に工作物の設置を禁止とのことだが、排水桝や玄関ポーチなどの取扱いはどうなるのか。
- ：壁面後退部分の利用については、今後区で認定基準を作成する予定です。
- ：小規模集合住宅への規制を入れることはできないか。近所に4部屋程度のワンルームマンションがあるのだが、消火器が設置されておらず、ゴミ置き場もないことが気になる。
- ：地区計画では消火器の設置に関する規制はできません。もし規制したいのであれば、別途条例を定めることが考えられます。ワンルームマンションについては、一戸当たりの住戸面積を地区計画で定めることはできます。

<新たな防火規制について>

- ：近くで宅地開発と見られる工事が進んでいるが、そこに建つ住宅はすべて準耐火構造となるのか。
- ：これから確認申請が行われるとみられるので、準耐火構造となります。